

記者会見資料令和4年2月22日

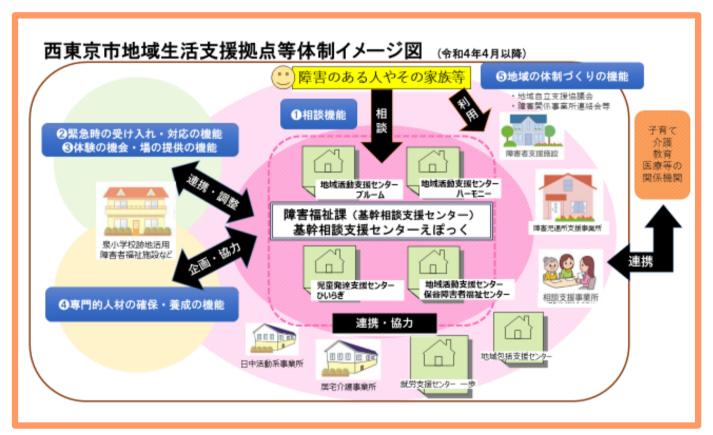
## 相談支援体制が変わります!

最初の入口「相談」が障害福祉の要

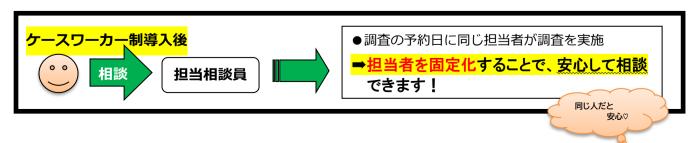
## ▶地域生活支援拠点等とケースワーカー制の導入の一体的な整備

国の基本指針により求められている地域生活支援拠点等の整備に合わせ、本市としての相談・ 支援業務の核となるケースワーカー制(いわゆる「地区割担当制」)の導入による、切れ目ない、伴走型の支援体制の構築を図ります。

今後は、ケースワーカー制を導入し、支援を必要とする方への相談員を固定化して、伴走型の相談・支援業務等を進めます。









障害福祉においては、同じ障害認定区分や手帳の等級であっても、お一人ひとりの障害の状態像や特性は 異なり、困っていることや必要な支援も異なります。そのため、支援の要は「相談」であると言えます。

初めて相談にいらした方が、どういう状況で何に困っているのかを伺い、さらに生活の状況、ご家族関係や背景などを詳しく聞くことで、当たり前の生活を送るためにどのような支援やサービスが必要かを調査し、必要な支援やサービス等をご提案しながら、実際に支援につないでいく重要な最初の入り口が「相談」です。

障害福祉の支援の要である「相談」は、お一人おひとりの状況に応じたわかりやすい情報提供やケースマネジメントを行い、今後ますます増加傾向にある、障害分野における「8050」、「親亡き後」、「ヤングケアラー」等さまざまな問題や、事例の少ない困難ケースに対応していくため、相談員のケースワーカー(いわゆる地区割)制の導入が必要不可欠です。

また、「重層的相談支援体制整備事業」における「包括的相談支援体制」及び、相談業務全体に係る「断らない相談支援事業」を見据えた、相談体制全体に対する整備が求められていることからも、相談支援体制づくりの一体的な整備に向けてケースワーカー制を導入します。

現在整備を進めている地域生活支援拠点等を中心に、ケースワーカー制により支援を必要とする方への相談員を固定化し、進学や就労などの人生の変わり目において切れ目なく障害のある方やそのご家族である相談者に寄り添い、伴走しながら必要な支援やサービスを提供する体制を一体的に整備します。

地域の各相談支援事業所等と連携した地域生活支援拠点等整備に加え

## ケースワーカー制の導入と一体的に取り組むことでより効果的な仕組みの構築につなげます!!



